

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【公表番号】特表2012-510650(P2012-510650A)

【公表日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-018

【出願番号】特願2011-525050(P2011-525050)

【国際特許分類】

G 06 F 21/22 (2006.01)

G 06 F 21/20 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/06 6 6 0 N

G 06 F 15/00 3 3 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月24日(2012.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホストマシン上で操作する子パーティションにおいて作成されるゲストマシンを操作するための方法であって、

前記ホストマシンの前記子パーティション上の前記ゲストマシンのブート処理を初期化するステップと、

準拠ポリシーへの前記ホストマシンの準拠を判定するために、前記ホストマシン上のルートパーティションと通信するステップであって、前記準拠ポリシーは、前記ゲストマシンが中断または危険にさらされるセキュリティを有することなく、前記ホストマシン上で動作可能であることを示す、ステップと、

前記ブート処理中に、前記ホストマシンが前記準拠ポリシーに準拠していると判定された場合に、仮想化環境を作成するために前記子パーティションにおける前記ゲストマシンの前記ブート処理を完了するステップと、

前記ホストマシンが前記準拠ポリシーに準拠していないと判定される場合に、前記子パーティションにおける前記ゲストマシンの前記ブート処理を終了するステップとを備えたことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記ルートパーティションとの前記通信のために前記ゲストマシン上で操作可能なゲストのヘルスエージェントを利用するステップをさらに備えたことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ゲストのヘルスエージェントと通信するために前記ホストマシンの前記ルートパーティション上で操作可能なホストのヘルスエージェントを利用するステップをさらに備えたことを特徴とする請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記ホストのヘルスエージェントは、前記ホストマシンのヘルスを示す1つ又は複数の要素を検査するために構成されることを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記 1 つ又は複数の要素は、セキュリティパッチ状態、アンチウイルスのソフトウェアの存在、アンチマルウェアソフトウェアの存在、ウイルスの署名の状態、マルウェアの署名の状態、前記ホストマシンが前記ゲストマシンを実行するために認証されることを示す証明書又はファイルのレジストリー鍵の存在、ファイヤーウォールの存在、又は前記ファイヤーウォールの設定状態の少なくとも 1 つを含むことを特徴とする請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

コンピューター読み取り可能な媒体に格納された命令を受け取るステップをさらに含み、前記ホストマシン上に配置された 1 つ又は複数のプロセッサーにより実行されるとき、前記ホストのヘルスエージェント又は前記ゲストのヘルスエージェントを実装することを特徴とする請求項 3 に記載の方法。

【請求項 7】

前記コンピューター読み取り可能な媒体は、前記仮想化環境において使用されるデスクトップ画像をさらに含む記憶媒体であることを特徴とする請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

前記デスクトップ画像は、前記準拠ポリシー、データー、ユーザー設定、ユーザー優先権又はアプリケーションの 1 つもしくは複数を含むことを特徴とする請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

i) セキュリティ評価についての発行及び登録が操作される通信チャネルに接続される前記ゲストマシンを構成するステップであって、各セキュリティ評価が前記ネットワーキング環境においてオブジェクトに付随するセキュリティ事故への文脈上の意味を提供するために編成され、前記通信チャネルが複数のセキュリティエンドポイント間で共有され、前記セキュリティ評価が前記複数のエンドポイントにより共通に理解される分類を使用する、前記ゲストマシンを構成するステップと、ii) 前記通信チャネルで、セキュリティエンドポイントにより検知される前記ホストマシン上の潜在的なセキュリティ事故を記述するセキュリティ評価を受け取るステップと、iii) 前記受け取られたセキュリティ評価に応答して、前記ホストマシンのヘルス検査を実行するために前記ホストマシン上のコンポーネントへの要求を引き起こすステップとをさらに備えたことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記ホストマシンが準拠していないと判定されるとき、エラーメッセージを表示するステップをさらに含み、前記エラーメッセージが前記ホストマシンの前記準拠ポリシーに準拠しないことを示し、前記準拠しないことの修正が実行される可能性があることの通知を提供することを特徴とする請求項 1 に記載の方法。